

京都府漁業協同組合京内共第 16 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、京都府漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 16 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の繁殖保護に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 9 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けたものは、直ちに、第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によりウ欄の規模の範囲及びエ欄の期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 規 模	エ 期 間
こ い	釣 漁 具	1 人 2 竿以内	1 月 1 日から 4 月 30 日まで、 6 月 1 日から 12 月 31 日まで
	た も 網	口径 1 m 以内 網目 8 節以上	
	地 び き 網	網長 1 5 0 m 以内 2 統以内	1 月 1 日から 3 月 31 日まで、 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
ふ な	釣 漁 具	1 人 2 竿以内	1 月 1 日から 4 月 19 日まで、 5 月 21 日から 12 月 31 日まで
	た も 網	口径 1 m 以内 網目 8 節以上	
	地 び き 網	網長 1 5 0 m 以内 2 統以内	1 月 1 日から 3 月 31 日まで、 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
う な ぎ	釣 漁 具	1 人 2 竿以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ふ く ろ 網	網長 1 0 m 以内 1 統以内	

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示する。

(体長制限)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こ い	2 0 c m
ふ な	1 0 c m
う な ぎ	3 0 c m

(遊漁料額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
こい ふな	釣漁具 たも網	年券	1,000円
		日券	300円
	地びき網	年券	1,000円
うなぎ	釣漁具	年券	1,000円
		日券	300円
	ふくろ網	年券	1,000円

2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。

(遊漁承認等に関する事項)

第6条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は再発行しない。但し、組合が特に認めた場合はこの限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯するものとする。

- (1) 漁場監視員の氏名、住所
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

(適用除外)

第10条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附 則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。